

鳥取県選挙管理委員会告示第12号

昭和61年鳥取県選挙管理委員会告示第33号（不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定について）の一部を次のように改正する。

平成21年4月17日

鳥取県選挙管理委員会委員長 古賀裕子

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削り、次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後		改正前	
1 病院		1 病院	
施設名	所在地	施設名	所在地
略		略	
医療法人同愛会 博愛病院	米子市両三柳1880	医療法人同愛会 博愛病院	米子市両三柳1880
略		医療法人厚生会 米子中海病院	米子市彦名町1250
略		略	
<u>岡山大学病院三朝 医療センター</u>	東伯郡三朝町大字山 田827	<u>岡山大学医学 部・歯学部附属 病院三朝医療セ ンター</u>	東伯郡三朝町大字山 田827
略		略	
2 老人ホーム		2 老人ホーム	
施設名	所在地	施設名	所在地
略		略	
有料老人ホームい ずみの苑	〃	有料老人ホームい ずみの苑	〃
<u>軽費老人ホーム福 原荘</u>	米子市皆生温泉四丁目17 - 2		
略		略	
3 及び 4 略		3 及び 4 略	